

除染等に関する体制整備について(H25.4～)

参考資料
2-1

平成24年4月から、特措法施行に関し、本省、地方事務所、協力人員含め500人体制を構築。さらに、平成25年4月から、本省、地方事務所あわせて100人程度を増員し、体制を拡充。

本省

除染等

除染チーム

80人程度(一部定員)

現地

福島環境再生本部

※従前の福島除染チームを改組

福島環境再生事務所
(@福島市)

< 担当する自治体 >

福島県、岩手県、宮城県の市町村

300人程度(廃棄物担当含む)

県北支所

県中・県南支所

浜通り北支所

浜通り南支所

会津支所

関東地方環境事務所
(@さいたま市)

< 担当する自治体 >

栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県の市町村

40人程度(廃棄物担当含む)